

Ⅱ 子ども・教育

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対して、個別性を踏まえたうえで適切な対応を行っていく。また、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

既存のネットワークに加えて、比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく。また、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、子ども・子育て家庭を支援者となつないでいく体制も一層整備していく。

3 青少年の成長・自立への支援

「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるような取組みを充実させていく。

4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援を担っている、様々な団体や機関等と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合いながら質の高い公共サービスを提供していく。今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えたうえで、長期的・全市の視点により子育て支援施設の再編・整備を進めていく。

5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、広く共有する。確かな学力の向上に加えて、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していく。学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進する。特別支援教育や教育相談を一層充実させる。

この分野の施策は、すべての子どもの発達を保障し、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体の連携を図りながら、子どもたちが健やかに育ち、未来に向けて力強い一歩を踏み出す力を身に付けることを支えるとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目的とする。

一人ひとりの子どもの育ちと子育て家庭への支援、多様な主体や地域社会全体による子ども・子育て支援、次代の担い手である青少年の成長・自立への支援、子ども・子育て家庭への支援を推進する基盤の整備、学校教育の充実を図る。

基本 施策 1 子ども自身の育ちと 子育て家庭への総合的支援

今日、核家族化が進んでおり、また、近隣・地域との関係が希薄になっていることで、保護者の子育てに対する負担や不安感が増している。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、自らの将来に向け力強く成長できるよう、すべての子ども

と子育て家庭に対して総合的な支援を行っていく。

(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援

子育てと子育てを支援するため、家庭の教育力や子どもの育ちに着目した各種講座等の事業や、親子がふれあい絆を深めるための事業を実

施していく。

また、就業環境やライフスタイルの変化等により子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、地域社会全体で支援する施策が求められている。ワーク・ライフ・バランス*を推進するため、市内事業者を対象とした講演会やセミナーを開催し、関係団体等との連携を図りながら、職場の意識や働き方の改革を支援する。

心身に何らかの障害のある子どもやその親が、地域で安心して生活し続けられるように、障害や発達の状況に応じた適切かつ、ライフステージの節目で途切れることのない支援が必要である。母子保健事業や療育機関、子ども関連施設、教育機関の連携を強化する仕組みを検討する。障害児保育、学齢期における特別支援教育、学童クラブ*や放課後等デイサービス*事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る。

すべての子どもが、その家庭の経済状況にかかわらず健やかに育つことができるよう、児童手当、医療費助成等の経済的支援を引き続き実施する。市が独自に行っている助成については、必要な人に的確な支援を届けていく観点から、適正な負担等を含め必要な見直しを行っていく。

(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育てを取り巻く環境の変化により、児童虐待への対応件数が全国的に増え続け、重大事案も発生しているほか、DV*被害についても認知件数が増えていることから、早期発見に向けた市民等への啓発、周知のほか、相談しやすい窓口づくりについても一層進めていく。子育てで不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク*（要保護児童対策地域協議会）等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図る。

近年、親の就業形態や経済状況等による子どもの貧困問題が顕在化しており、その連鎖を防ぐ取り組みが課題である。子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法*に基づく学習支援事業等を実施するとともに、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について、子ども、教育、福祉分野の庁内関係各課で構成する子ども支援連携会議で検討を進める。また、学校における総合的な子どもの貧困対策として、スクールソーシャルワーカー*による相談支援や学習支援などの対策を進めていく。

経済的に困難な状況に置かれているひとり親が、安定した就業によって経済的に自立し、仕事と子育てとを両立できるよう、相談体制の充実を図り、就業支援のほか手当等の経済的支援や日常生活支援を実施していく。

(3) 待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応

乳幼児数の増加と多様な就労機会の拡大などにより、保育所待機児童対策は喫緊の課題となっている。市では、平成24年度からの3年間で624名の定員枠を増加し、2,370名分の枠を確保したところであるが、待機児童の解消には至っていない。引き続き多様な保育ニーズを的確に把握し、認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ、早期の待機児童解消を目指す。また、小規模保育事業*等と保育所等との円滑な接続を図るため、連携体制の確立を進める。

子ども・子育て支援新制度*に位置付けられた事業所内保育事業や居宅訪問型保育事業、一時預かり*事業等の多様な保育ニーズへの対応について検討を進めるなど、安心して働き続けられるための支援を行っていく。

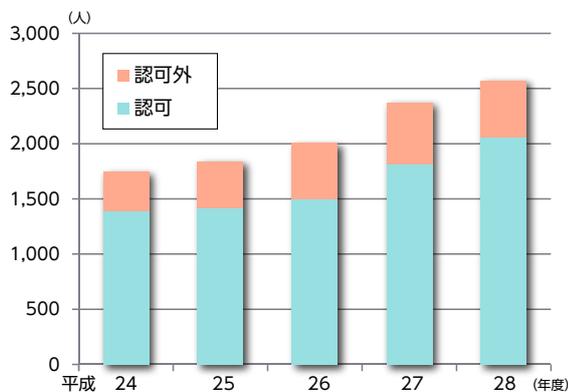
一方、保育所等に対する認可手続きの審査や指導検査体制を確立していくとともに、武蔵野

市保育のガイドライン*を指標として、武蔵野市全域の保育の質の維持・向上を図っていく。

新武蔵野方式による市立保育園5園移管*後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の果たす役割について検討を進める。

保育に関するサービス利用と利用者の適正な負担については、定期的な検討と見直しを行っていく。

■ 保育所定員枠の推移



基本施策 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

第五期長期計画の重点施策として「子育てネットワークの多層化」が挙げられている。子どもと家族、地域の絆や関係性の希薄化を補い、地域住民・団体・事業者・行政などの多様な主体による子育てネットワークづくりに引き続き取り組み、地域社会全体で子ども・子育てを支えていく。

(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

NPO や地域団体など多様な主体による子育て支援の推進を図るために、子育て支援団体、関連施設同士をつなげる新たな仕組みが必要である。子育てひろばを運営、実施している施設や団体関係者によるネットワークを構築する。

また、誰もがいつでも子育てに関する最新の

情報を入手し、共有することのできるよう、行政情報をはじめ、民間情報・地域情報を一元化したウェブサイトの開設などを検討する。



共助による子育てひろば事業

(2) 共助の仕組みづくり

子育てや子どもの安全を地域社会全体で支え合う機運を、より一層醸成する必要がある。来所型事業では対応できない子育て家庭への支援として、共助の仕組みを活かした新たな訪問支援型事業の導入を検討する。また、地域の子育て力向上が求められていることから、子育て中の親自身も含めた地域における子育てボランティアなど、教育・保育サービスの担い手の育成及び拡充を図るための講座や交流会、研修会等を実施する。

子どもが巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ子どもの安全を確保するため、引き続き学校や子育て支援施設、地域において相互の連携を深め、市内の防犯機能を強化する。

基本施策 3 青少年の成長・自立への支援

青少年期は、自然体験やスポーツ、芸術・文化など様々な実体験を積み重ねることで、自ら考え、責任を持って行動できる人間として成長していく時期である。そのような大切な時期を健全に過ごせるよう、次代の担い手である青少年の成長を社会全体で支えていく取り組みが重

要である。

(1) 小学生の放課後施策の充実

地域子ども館あそべえ*と学童クラブ*では、相互の交流時間を拡大し、連携を進めているが、さらなる連携強化と質の向上により、育ちの環境を充実させることが必要となっている。今後は、(公財)武蔵野市子ども協会* (以下「子ども協会」という) への委託による運営主体の一体化を進め、両事業の連携と体制をさらに強化する。また、子ども協会の有する専門性を活用するとともに、児童館で培ってきた相談機能や多様な遊びを通して子どもの成長を支援するスキルを付加していくことで、小学生の放課後をより豊かにできるよう機能の充実を図る。

学童クラブ*事業については、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める。これまで受け入れていない高学年児童については、学童クラブ*の在籍児童の状況を踏まえて、あそべえと連携した受け入れのための整備を図る。



地域子ども館あそべえ

(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

豊かな人間性を醸成し、青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供していく。

高校中退などで学校や地域と離れてしまった

青少年に対しては、将来の展望につながる支援を継続的に実施する必要がある。広域的な連携も視野に、自分自身では解決できない課題や悩みを抱え、将来に展望が持てない青少年に対し、居場所の提供や仲間づくり支援、世代間交流、学習支援を含む日常生活支援を行う中で、再チャレンジを応援する。一方、そのような状況を未然に防ぐため、学校教育においても、教育支援センター*を中心にして学校生活や社会への適応に向けた支援を推進していく。

(3) 自然体験事業の拡充

自然の中での様々な体験は、子どもたちの健やかな心身をはぐくみ、仲間意識、道徳観、正義感等が養われることが期待されることから、より充実していく必要がある。地域住民の自主的な活動に対し、プレーパーク*で実践しているノウハウの提供や公園の利活用等の支援を行うとともに、子どもたちが地域で遊び、育っていけるようプレーパーク*事業を充実していく。

ジャンボリー事業は、地域の市民や団体がより積極的に関わることができる仕組みを研究するとともに、これまでの実績を踏まえたうえで、実施方法を含めたあり方について検討する。



むさしのジャンボリー

(4) 地域活動への積極的な参画支援

青少年自身が地域の一員であるという自覚や愛着を持てるよう、また地域の活動に積極的に参加できるよう取り組みを進める必要がある。地域のリーダーを育成するための講座を実施し、活躍の場を提供するとともに、地域の中心として活動が継続できるような方策を検討する。また、若い親世代が、学校のPTA活動はもとより、地域の事業や青少年の健全育成事業に参画できるような手法も検討する。

基本 施策 4 子ども・子育て家庭を支援する 体制・施設の整備

多様化する子育て支援ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供してきた。一方で、対象者や目的が重複している事業もあり、利用者が適切に選択できるよう体系的に整理する必要がある。各施設の機能・役割や子育て支援施策を整理・検証したうえで、全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく。

(1) 子ども自身による意見反映への取り組み

子どもに関する施策の推進にあたっては、当事者である子ども自身の声を受け止め、反映する場を設けていく必要がある。自らも地域の一員であり次代の担い手であるという自覚を促すとともに、子どもの目線に立った事業展開を図るため、子どもプラン*の点検・評価、次期プラン策定に意見を反映する場として「中高生世代会議（仮称）」を開催する。

(2) 幼児期の教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格の土台をつくる重要な時期であり、将来に向け、たくましく生きていく力を身に付けるため、幼児期の教育をより充実したものとする必要がある。子どもの

望ましい発達を支えるため、環境の整備、保育者の資質や専門性の向上、関係機関の連携など様々な取り組みを進める。

また、待機児童対策への対応も含めて、幼稚園を活用した預かり保育の充実に対する補助の見直し、拡充を図る。

(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実

桜堤地区では、乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所などの課題が生じており、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っていく。

(4) 市立保育園の改築・改修計画の策定

市立保育園について、待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。子ども協会に移管した保育所等について改築・改修に対する協力支援を行っていくとともに、その他民間認可保育所についても必要な支援を行う。

基本 施策 5 次代を担う力をはぐくむ 学校教育

国の第2期教育振興基本計画の策定をはじめ、教育委員会制度や障害者基本法の改正*、障害者差別解消法やいじめ防止対策推進法*の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期武蔵野市学校教育計画に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。

また、子どもたち一人ひとりの興味や関心を

大切にし、主体的な学びを重視する教育を進めるとともに、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤に互いに尊重し合う態度や他者とともに生きる力をはぐくんでいく。

(1) 確かな学力と個性の伸長

習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を発展的な学習についても充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして、知的活動（論理や思考）やコミュニケーションの基礎となる言語活動の充実を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。

さらに、子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育成するため、効果を見極めたうえでICT*機器等を計画的に整備し、効果的な学習を推進していく。併せて、子どもたちの発達段階に応じて情報を選択したり活用したりする能力等を育成するとともに、情報化の負の側面に対応し、情報社会で適正な活動を行うことができる考え方や態度をはぐくむための情報モラル教育を行う。



ICT 機器を活用した授業

(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性をはぐくみ主体的かつ協働的に学ぶ姿勢を育てるた

め、セカンドスクール*など農山漁村でのふるさと生活体験や自然体験活動の質の向上を図る。また、子どもたちの豊かな感性や創造力を高めていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化的・芸術的活動を充実していくとともに、環境教育などの取り組みも引き続き推進していく。さらに、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えるための市民性を高める教育や小中9年間を見通したキャリア教育*を一層推進する。

いじめ問題については、「武蔵野市いじめ防止基本方針*」に基づいて、未然防止・早期発見・迅速で確実な対応の充実を図る教育活動を展開する。



セカンドスクール

(3) 健やかな体をはぐくむ教育の推進

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、体育を専門とする学習指導員*の充実や部活動への支援を行い、学校の教育活動全体を通じた体力づくりの取り組みに努める。

学校教育における食育推進のため、全小学校への自校調理施設の配置を学校の改築の時期を踏まえて計画的に進めるとともに、地域人材の活用を含めて効率的な施設運営を行っていく。また、全世代を対象とした食に関する啓発を推進するセンター的機能を兼ね備えた、中学校の新たな共同調理場の設置を検討する。

(4) 学校と地域との協働体制の充実

学校・保護者・地域住民が協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、各小中学校に設置されている開かれた学校づくり協議会*について、小学校と中学校の連携をより深めて、地域と協働した学校経営を一層推進する。また、保護者や地域住民の学校運営への参画を図るための仕組みづくりを検討する。地域の企業や大学などの教育資源の連携による、特色ある教育活動を実践するため、地域のネットワークづくりを教育推進室が核となって確立していく。

(5) 特別支援教育・教育相談の充実

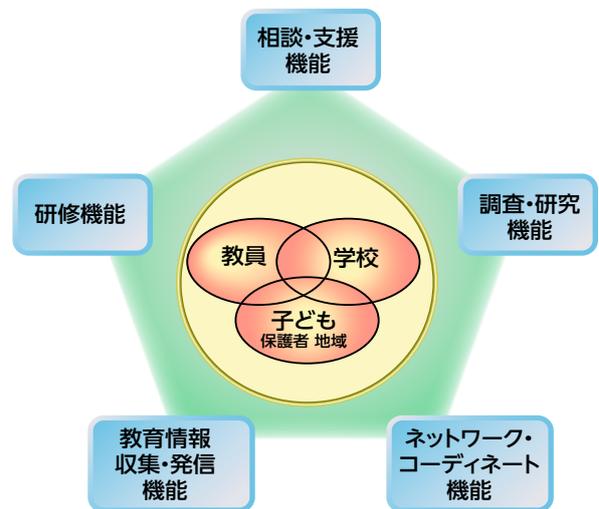
子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かい指導・支援を受けられる体制づくりを、本市独自の個別支援教室*の全小学校での整備や都の特別支援教室*の導入により推進する。また、児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学級*の検討・設置を計画的に進めていく。インクルーシブ教育システム*の構築も見据え、交流及び共同学習*、合理的配慮*、基礎的環境整備*等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進める。併せて、理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく。

学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの役割の整理と適切な配置を進めるとともに、必要に応じて拡充を図る。また、スクールソーシャルワーカー*の配置と支援体制を充実させ、学校だけでなく、関係機関等との多様なネットワークを早期に構築することにより、不登校、虐待などの問題を抱える子どもや家庭への支援を行っていく。

(6) 学校・教員支援体制の充実

教員の資質の向上や新たな教育課題への対応力を高めるため、個々の教員をきめ細かく支援する教育アドバイザー*の活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。

学校の教育活動に対する支援や教職員への業務負担の軽減を図るため、教育推進室については教育センター*的機能を発展・充実させていく。将来的には、学校施設の改築等に合わせて、その他必要な機能を備えた教育センター*として早期に実現を図る。



教育センターのイメージ

(7) 9年間を見通した小中連携と幼保小の接続の促進

国の動向も踏まえ、小学校と中学校の連携及び小中一貫した教育のあり方について検討する。子ども一人ひとりに対する継続した指導や支援を一層充実させるため、9年間を見通した小中連携の取り組みを強めるとともに、幼稚園、保育所から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。

(8) 安全な教育環境づくりと計画的な学校整備・改築の推進

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全な学校づくりを進める必要がある。防犯教育・交通安全教育・防災教育を進め、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。

学校施設は、計画的な予防保全を実施すると

ともに、新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小学校と中学校の連携及び小中一貫した教育、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえて、学校施設整備基本方針*及び学校施設整備基本計画（仮称）に基づいた整備・改築を着実に実施していく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
児童虐待等を含む養育困難家庭への支援の強化	1	1	1	1	1
生活困窮家庭の子どもに対する支援					
待機児童解消施策の推進	359	478			
多様な就労形態に対応した保育事業の展開	15	15	15	15	15
ひろば事業の推進（NPO や地域団体との連携）	1	1	1	1	1
地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進	9				
子育て支援施策の再編の検討					
基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等をはぐむ指導の充実					
ICTを活用した教育の推進	50	178	151	151	151
小学校給食自校調理施設の計画的な配置の推進					
個々の児童の教育的ニーズに応じた指導・支援の推進	40	2	2	2	2
教育センター機能の段階的拡充	4	4	4	4	4
小・中学校を一貫した教育課程等の検討					
学校施設の計画的な改築の推進	6				

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。